

令和8年（フ）第902号

札幌市東区北41条東2丁目1ー15 パラ
ディーズ412

破産者 株式会社リメイクスリー

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第34号

山形県東置賜郡高畠町大字入生田937番地

破産者 株式会社杉森商会

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

山形地方裁判所米沢支部

令和8年（フ）第30号

千葉県香取市佐原ホ4番地 ノバガーデンⅢ
103

破産者 川砂 宏樹

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所佐原支部

令和8年（フ）第212号

静岡県三島市松本71番地

破産者 株式会社大成

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年（フ）第5582号

大阪府福島区福島5丁目15番2号

破産者 有限会社スターボウ

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1137号

大阪府東大阪市中小阪1丁目7番10号101

破産者 株式会社正寿

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1380号

大阪市中央区谷町2丁目3番8号ビジョンビル

破産者 株式会社大阪建設工業新聞社

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1843号

大阪府豊中市清風荘1丁目4番7号

破産者 L I B株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第3501号

大阪市中央区道修町2丁目2番14号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区瓦屋町1丁目11番6ー504号

破産者 株式会社みどりや

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第3702号

大阪府摂津市南千里丘2番5ー607号

破産者 株式会社天照

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第314号

堺市堺区砂道町三丁6番9号シャルムG101

破産者 クロスワークス株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第120号

東京都中央区銀座一丁目12番4号N&E B L D. 6 F

破産者 合同会社k o k o r o

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

徳島地方裁判所民事部

令和7年（フ）第443号

香川県高松市庵治町6390番地65

破産者 有限会社城石

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（フ）第209号

沖縄県糸満市西崎町5丁目6番地の15

破産者 株式会社七福商事

- 1 決定年月日 令和8年10月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年（フ）第75号

岩手県花巻市東和町土沢10区245番地

破産者 株式会社多田製材所

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

盛岡地方裁判所花巻支部

令和8年（フ）第588号

東京都町田市原町田5丁目11番16ー101号

破産者 松本 琴篤

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1078号

東京都西東京市ひばりが丘3丁目3番3ー806号

破産者 古田 伸一

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1083号

東京都小金井市本町四丁目6番315号

破産者 有限会社エヌエヌシー

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1084号

東京都小金井市本町4丁目6番3ー15号小金井本町住宅

破産者 長縄 一男

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1208号

東京都調布市染地3丁目1番地134多摩川住宅口12ー405

破産者 相澤 清子

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1209号

東京都調布市染地3丁目1番地134多摩川住宅口12ー405

破産者 相澤 陸帆

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1317号

東京都武蔵野市境南町2丁目12番21号

破産者 芦田 高之

- 1 決定年月日 令和8年10月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部